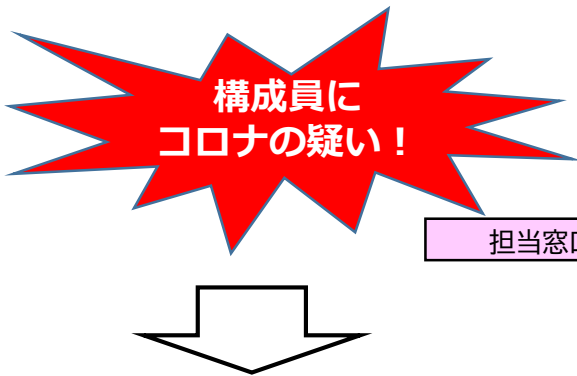


新型コロナウイルス感染者出現時の対応について

令和2年9月2日 危機対策本部会議決定
令和2年11月18日 一部改訂
令和2年12月23日 一部改訂
令和3年 3月8日 一部改訂



担当窓口へ連絡(構成員)

愛媛大学

(学生の連絡窓口) 学生生活支援課または総合健康センター
(教職員の連絡窓口) 人事課

対象部局による活動状況(行動記録)の把握

対象部局は、別紙1「感染者発生状況報告書」を作成、危機対策本部に提出。学生への確認事項は別紙2、教職員への確認事項は別紙3。

愛媛県(保健所)ルート

かかりつけ医ルート

- PCR検査の実施
- 施設閉鎖・消毒実施
- 接触者の自宅待機

抗原検査の実施

再検査

陽性

陽性

検査

可及的速やかに開催

危機対策本部会議

可及的速やかに開催

文部科学省

知事(副知事)記者会見

情報共有(総務課長)

報告(総務課長)

◎保健所から調査協力要請があった場合の窓口
総務部人事課長, 人事・人材育成TL

- 保健所による濃厚接触者等の特定
- 対象となるキャンパス(施設)への立ち入りを原則禁止

- <会議構成員>
- ・危機対策本部構成員
 - ・**陽性者の在籍する部局等の長, 事務部課長**
- <議事等>
- ・状況報告(各担当)
 - ・**今後の方針**について

陽性者の活動状況(行動記録)が

- 把握できない場合
- クラスターの場合

感染拡大の可能性が高い

把握できる場合

感染拡大の可能性は考えにくい

警戒レベル4相当の対応を行う

警戒レベルは変更しない

◎公表については、公表基準に基づき
広報担当が行う。 ※別紙4